

虐待防止に関する指針

目的

- (第1条) この指針は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、プラチナ・ヴィラ東大和における虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする

虐待の種類

- (第2条) この指針において「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の各号の行為をいう
- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある行為。正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
 - ② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること
 - ③ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること
 - ④ 心理的虐待：利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと
 - ⑤ 経済的虐待：利用者の合意なしに利用者の財産を不当に処分すること、その他、当該利用者から不当な財産上の利益を得ること

虐待に対する基本方針

- (第3条) 職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない
全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する

虐待対応責任者

- (第4条) 本指針による虐待の責任主体を明確にするために、虐待防止責任者を設置する
2 虐待防止責任者は、施設長・事務長があたるものとする

虐待対応責任者の職務

- (第5条) 虐待対応責任者の職務は次のとおりする
- ① 虐待内容及び原因の把握、解決策の検討
 - ② 解決のための当事職員との話し合い
 - ③ 利用者（家族含む）及び通報者への結果報告
 - ④ 東大和市への報告

虐待受付担当者

- (第6条) 利用者等が虐待通報を行いやすくするため、虐待受付担当者を設置する

- 2 虐待受付担当者は虐待防止委員、事務長とする
- 3 虐待受付担当者の不在時は、虐待受付担当者以外の職員が通報を受けることができるものとする

虐待受付担当者の職務

（第7条） 虐待受付担当者の職務は次のとおりとする

- ① 利用者または家族、職員等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容、利用者等への意向の確認と記録

虐待対応の周知

（第8条） 虐待対応責任者は、法人ホームページへの掲載及び施設内への掲示等により、虐待対応について周知を図らなければならない

虐待通報及び発見

（第9条） 利用者本人、またはその家族、職員等からの通報がある時は本指針に基づき適切に対応しなければならない

- 2 職員は、虐待を発見した際は、虐待受付担当者に通報しなければならない

虐待通報の受付

（第10条） 虐待受付担当者は利用者等から虐待通報を受け付けた際に記録を作成し、その内容を虐待通報者に確認するものとする。なお、通報者名の記載については、通報者本人の同意を必要とする

虐待の相談・報告・対応方法

（第11条） 職員が不適切なケア等に気付いた場合に、相談、報告できるような風通しの良い組織体制を構築する。区市町村の通報窓口の周知等、虐待等を早期に発見できる体制づくりを行うとともに、入所者及びその家族等からの苦情、相談、通報等があった場合には、迅速かつ適切な対応をする

- 2 虐待等の相談、報告を受け付けた虐待内容を虐待対応責任者に報告する
- 3 利用者への虐待が認められた場合は東大和市（区市町村）に報告する
- 4 虐待等については、「施設における事故等の報告について」（平成26年6月20日付26福保高施第421号）1に掲げる東京都へ報告が必要な事例に該当するため、速やかに、東京都にも報告する

虐待防止委員会の設置

（第12条） 虐待防止責任者は施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない

- 2 虐待防止のための指針等の整備
- 3 虐待防止委員会は、毎月及び虐待発生の都度開催しなければならない
- 4 虐待防止委員は、日ごろから虐待防止の啓発に努めなければならない

- 5 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- 6 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- 7 職員が虐待等を把握した場合に、区市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- 8 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- 9 その結果については、職員に十分に周知しなければならない

高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (第13条) 虐待防止における知識や技術向上のための研修は次のとおりとする
- 2 虐待防止を目的とした職員研修を、原則年2回以上及び職員採用時に実施する
 - 3 研修を通じて、従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努める
 - 4 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく

入所者等に対する当該指針の閲覧

- (第14条) 当施設の指針においては、閲覧できるように1階掲示板に設置する

平成29年5月1日制定

令和6年4月1日改定